

学校いじめ防止対策基本方針

札幌市立屯田中央中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

平成25年にいじめ防止対策推進法が公布され、いじめが国全体の深刻な取り組むべき課題であり、その防止対策が全国の学校現場で急務であることが確認された。いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることは明らかである。ゆえにいじめは絶対にあってはならない。まず未然に防ぐ教育環境づくり、またもし兆候が感じられた場合は、いかなる場合であってもいじめられる側の立場に立ち、その保護が最優先される体制づくりが必要である。そして、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、身近でも（本校においても）起こりうるという危機感を全教職員がもっていなければならない。これらの考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さず、またいざという時に、即応性をもって学校全体で組織的に対処していくことを本校の基本方針に盛り込みたい。

2 本校の実態

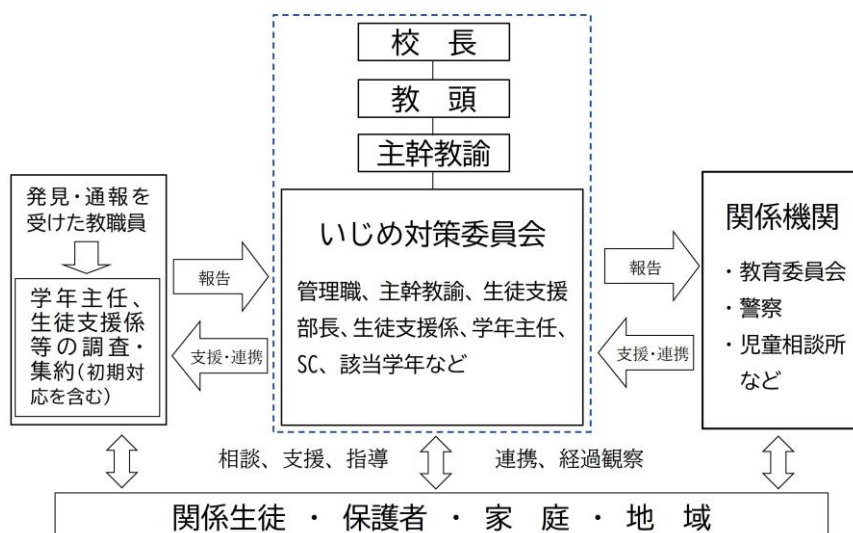
- ・校内生活は比較的落ち着いた状況で、主体的に学ぶ意識もあり、進級とともに学習に取り組む姿勢に向上が見られる。特に3年生においては、希望進路の実現に向け努力を重ねている。
- ・学校行事や部活動等に意欲的に取り組み、その活動を通じて達成感や充実感を得ている生徒が多い一方で、他者との関わりや人間関係の構築が苦手な生徒もあり、不適応に陥るケースもある。
- ・本校では、毎朝 ICT による「シャボテンログ」、定期的に悩みやいじめのアンケート等を実施しており、例年数件の相談が寄せられる。生徒の訴えに傾聴し、トラブルの早期解決につながるよう対応している。

3 学校いじめ対策委員会

① 組織の構成

現有の組織を有機的に連携させ、いじめ防止対策を行う。

<いじめ・不登校に対する指導の組織図>



<必須> 管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、SC、その他関係職員

② 組織の役割

本方針を受けて、協議していじめ防止対策を推進していく。

- 学校いじめ対策委員会の開催日は「生徒支援年間計画」に位置づけ、月に一度開催する。
- いじめに係るアンケート実施後に、結果や面談の内容検討のため学校いじめ対策委員会を開催する。
- いじめの兆候、あるいは事実が確認されるとともに、迅速に対応する。
- 事例に関わる情報の収集、記録、共有を行う。会議録は校長の決裁を得る。個別の対応状況は、会議録とは別に記録する。
- 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会の構成員と学校いじめ対策委員会の構成員は兼ねているが、学校いじめ対策委員会の会議部分の記録は別途作成する。
- 関係機関との連携を推進する。
- 本校の取組を校外にも発信し、基本方針の理解を促す。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

【未然防止】

- ・ 学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」の位置づけ
- ・ 道徳教育の充実 生命尊重、他者への思いやり（相互理解）
- ・ 道警サポートによるオンライン型非行防止教室の実施
- ・ 情報モラル授業（KDDI スマホ・ケータイ安全教室他）
- ・ 生徒会活動など生徒によるいじめ防止のための取組
- ・ P T A集会や青少年健全育成推進会での「学校いじめ対策委員会基本方針」の説明－保護者・地域に見守りの促進
- ・ いじめに関わる教員研修受講の促進－教員によるいじめの認知行動の深化

【早期発見】

- ・ 教育相談の重視
- ・ S Cとの連携及び相談支援パートナーの活用
- ・ 職員会議ごとの情報交流
- ・ 悩みやいじめに関するアンケートの実施（6月学校独自、11月全市調査）
- ・ 生徒指導研修会（年2回、生徒理解の交流を含む）
- ・ 学びの支援委員会で生徒の情報交流
- ・ ネットいじめの発見のためにネットパトロールの活用
- ・ 「未来パスポート」（生活振り返り表）による担任の生徒理解
- ・ 担任の抱え込みを防止し、職員内の情報共有を徹底

【いじめへの対処】

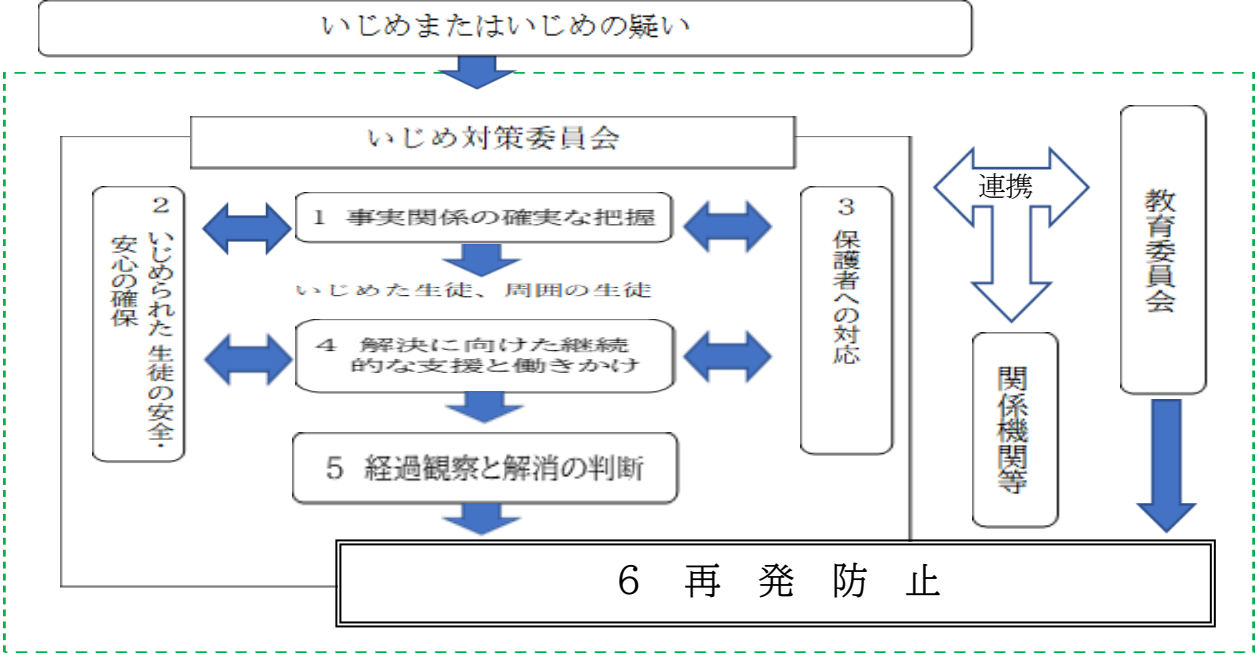
○発見時の早期対応

- ・ 初期対応（事実確認）の迅速化
- ・ いじめの認知・解消については、学校いじめ対策委員会で判断
- ・ 情報の共有化（正確で詳細な記録 新学年、進学先への引き継ぎ）
- ・ 被害生徒の対応（身の安全の確保など、必要に応じて関係機関との連携）
- ・ 加害生徒の対応（表面的な事実のみではなく、背景にある要因を理解し保護者と連携）
- ・ 事案に応じた関係機関（警察、教育委員会など）との早急な連携

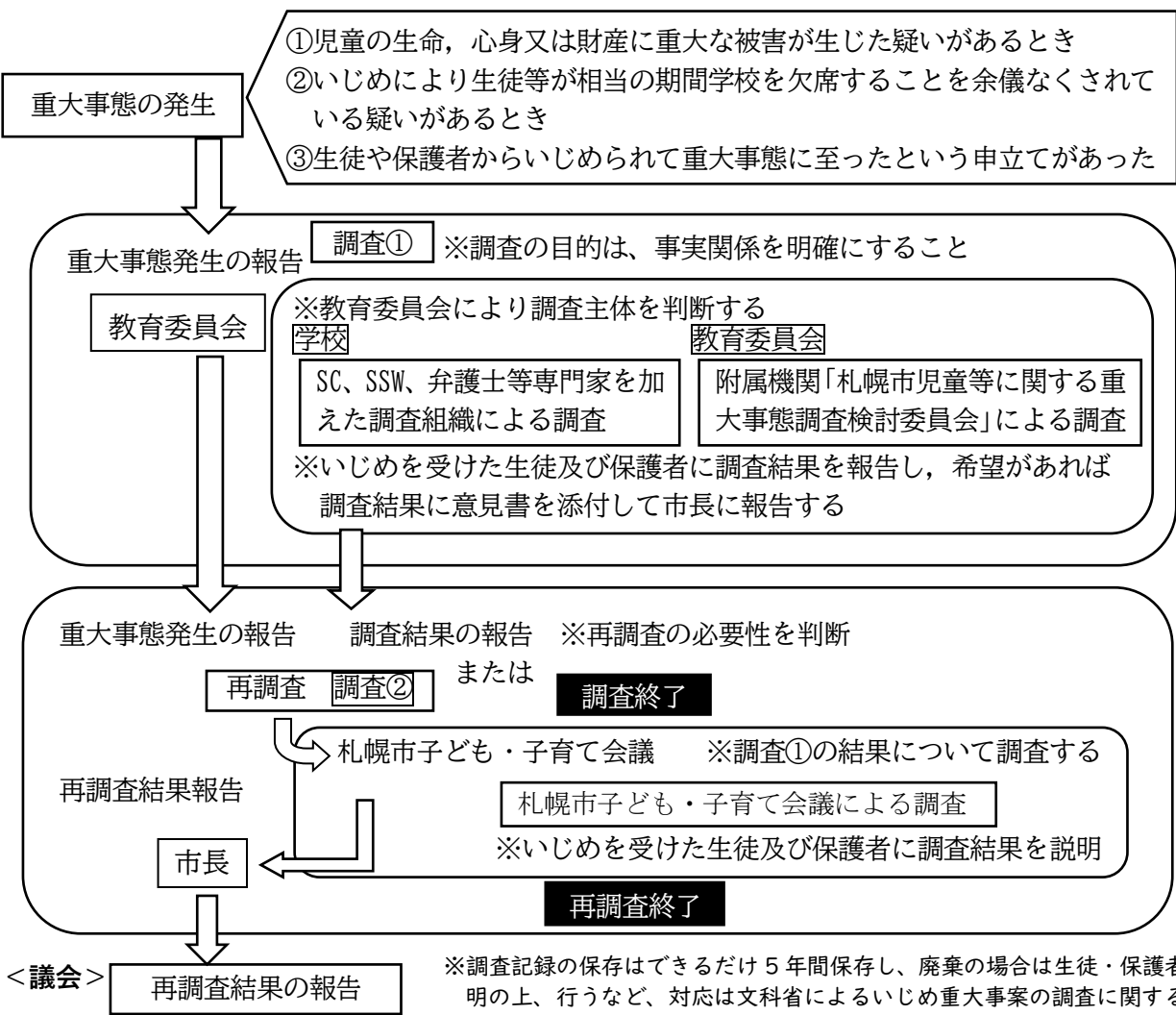
○いじめ対応後の振り返りの重視

- ・ 当該生徒に対する観察と対話をいじめ指導後3ヶ月継続
- ・ 再発防止のために保護者との連携
- ・ 認め合う人間関係の構築（周辺指導）
- ・ 学校いじめ対策委員会においていじめ解消を判断

5 いじめへの対処の流れ



6 重大事態発生への対応フロー



7 いじめ防止等に関する取組の年間計画

【令和8年度版】

月		生徒指導委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	A (見通し) ↓ A (行動) ↓ R (振り返り)	第1回いじめ対策委員会、 「学校いじめ防止基本方針」検討・確認 生徒指導研修会	S C や学 び サ ポ ー タ ー ・ 相 談 支 援 パ ー ト ナ ー の 生 徒 ・ 保 護 者 へ の 周 知 第1回学びの支援委員会 オンライン非行防止教室	特別支援コーディネーターの生徒・保護者への周知 【学び】	
5		第2回いじめ対策委員会	生徒総会（年間活動確認） 第2回学びの支援委員会		
6		第3回いじめ対策委員会	いごこちアンケート①実施 いごこちアンケート①検証、活用 教育相談 小中連携事業 第3回学びの支援委員会	いじめのアンケート実施 （本校独自）	青少年健全育成推進 会、保護者おやじの会
7		第4回いじめ対策委員会、 教師アンケート実施	教育懇談会での啓発 第4回学びの支援委員会	いじめのアンケート検証、活用 教育懇談会	
8		命の大切さを見つめなおす月間（講話） 研修会にて基本方針共有 第5回いじめ対策委員会	第5回学びの支援委員会		
9		第6回いじめ対策委員会 教師アンケート検証	第6回学びの支援委員会		
10	↓ A (行動) ↓ R (振り返り)	第7回いじめ対策委員会	生徒会後期活動計画 （いじめ防止啓発運動） 第7回学びの支援委員会 いごこちアンケート②実施		健全育成講演会
11		第8回いじめ対策委員会 生徒指導研修会	いごこちアンケート②検証、活用 教育相談 第8回学びの支援委員会	悩みやいじめのアンケート 実施（全市） 教育相談週間	
12		第9回いじめ対策委員会 命の大切さを見つめなおす（講話）	教育懇談会での啓発 第9回学びの支援委員会 情報モラル授業（KDDI ス マホ・ケータイ安全教室）	教育懇談会	保護者アンケート実施
1		教師アンケート実施 第10回いじめ対策委員会	小中連携事業 第10回学びの支援委員会		
2		教師アンケート検証（年間反省） 反省職員会議 第11回いじめ対策委員会	小学校交流 いごこちアンケート③実施 第11回学びの支援委員会		学校関係者評価の実施
3		第12回いじめ対策委員会	いごこちアンケート③検証、活用（1，2年） 新入学生徒に関する情報交流（小学校から） 第12回学びの支援委員会		アンケート集計結果の提示 学校関係者評価の検証
通年		職員会議における情報交流	集会・学校だよりにおける校長講話 道徳における命の大切さを考える授業の実践 学ぶ楽しさのある授業実践 学校行事・部活動の充実	シャボテンログによる健康観察の実施 S C による相談・たより発行	学校だよりの発行・配布 学校HPでの広報活動

毎年子どもたちへ配布している
「相談窓口周知カード」

あなたの相談先は？

家族や友人、先輩、先生、スクールカウンセラーのほか、下記の相談窓口も、あなたをサポートしてくれます。

【電話での相談窓口 ※通話料無料】

- いじめ電話相談(少年相談室)
TEL0120-127-830
- 24時間子供SOSダイヤル
TEL0120-0-78310
- 子どもアシストセンター
TEL0120-66-3783

【メール、LINEでの相談窓口】

- 子どもアシストセンター
メール:assist@city.sapporo.jp
LINE:

【虐待に関する相談 ※通話料無料】

- 虐待対応ダイヤル
TEL局番なし189(いちはやく)

あなたは 守られています

あなたは、自分らしく安心して暮らすことができるよう、たくさんの人に守られています。

もし、困ったことやつらいことがあったら、いつでも家族や先生、周りの人に相談しましょう。

札幌市教育委員会

子ども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」コーナー	子ども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	子どもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、子ども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	なやみいおう 0120-0-78310 (24時間年中無休) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。子どものほか、保護者などからの相談にも応じています。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	いじめや体罰、虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 子どもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(子どもの人権SOSチャット)。
子どもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
子どもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	子どものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいることも自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。

各省庁が整備する相談窓口一覧

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか
分からない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている/
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報
相談センター
(総務省)

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

削除要請・助言
人権相談
(法務省)

☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(注)を行います。
※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダへの連絡
誹謗中傷
ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請
セーフライン

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。児童ポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼
インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。